

令和4年福島県沖地震により損壊した建物の解体に関するお知らせ

村では、令和4年3月発生の福島県沖地震により半壊以上の損壊判定となり、かつ、その被害により周辺の生活環境へ影響を与える建物の解体を一括して行います。

被災証明書には判定がありませんので、別途、判定調査を行うことになります。

対象となる建物

対象となる建物は、住宅や物置などのうち、り災証明書や被災証明書の発行で損壊の状況が半壊(※)以上の判定を受けたもので、かつ、次の①から③のような生活環境保全上の支障を防止する必要があると認められる場合です。

- ① 他の家屋等に物的被害を生じさせている。
- ② 倒壊により人的・物的被害を生じるおそれがある。
- ③ 交通や通行を妨げるおそれがある。

【半壊以上の例】



※一見して一部の階が全て倒壊。

※壁崩壊の被害が全ての壁の合計面積の半分以上となっている(写真のような壁崩壊被害が全壁面積の半分以上)。

※建物が傾いている場合は、傾きを測定し判定します。

受付相談期間・時間

令和4年5月31日(火)までの平日で、午前8時30分～午後5時15分の間。

留意事項

被害の状況等により、解体の対象とならない場合がありますので、予めご了承ください。

り災証明書や被災証明書の発行は、税務課です。

問合せ及び受付先：大玉村役場産業建設部環境保全課／電話 0243・24・8146(直通)